

青森県報

第三千四百三十九号

平成二十三年
九月十四日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による介護機関の指定	同	一
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	三
右 同	同	三
身体障害者福祉法による医師の指定	障害福祉課	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	四
基本測量の実施	(監理課)	四
公 告		
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	四
出先機関		
土地改良区の役員の内任及び退任	(三八地域)	五
土地改良区の定款変更の認可	(同)	六
公安委員会		
警備員の検定合格者審査の実施	(企生活安全課)	六

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局)…七

告 示

青森県告示第七百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
奥寺歯科医院	八戸市大字市川町字桔梗野上一の一	平成二六・四・三
下川歯科	八戸市大字十六日町二三	二〇・八・五

青森県告示第七百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名称	居宅介護事業所	指定年月日
主たる事務所在地					

株式会社サ ン・ケア	三戸郡南部町大 字平字虚空蔵四 〇の三	居宅療養 管理指導	サンケア薬 局石堂店	八戸市石堂一丁 目一五の九	平成 三・六二五
株式会社フ ロンティア	大阪府大阪市淀 川区宮原三丁目 五の三六	"	ワタキュー 薬局三戸店	三戸郡三戸町大 字川守田字沖中 一六の五	三・一・二六
株式会社朝 日介護	黒石市大町一丁 目一一八	訪問介護	訪問介護事 業所朝日	黒石市大字牡丹 平字福民西八八 の一三	三・七・七
社会福祉法 人治省会	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホーム桃 の木	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	三・七・二五
有限会社竹 洞介護あし すと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 七九	通所介護	よりどころ あしすと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 七九	三・一・二七
株式会社ゆ めこし	下北郡東通村大 字田屋字青平道 四の一	訪問介護	ヘルパース テーション ゆめこし	下北郡東通村大 字田屋字青平道 三	三・八・八
株式会社糠 部会	三戸郡三戸町大 字斗内字田屋ノ 下六六の一	"	ライフサポ ートセンター 絆介護	三戸郡三戸町大 字斗内字田屋ノ 下六六の一	三・八・三

青森県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ゆ めこし	居宅介護支 援事業所ゆ めこし	居宅介護支 援事業所	下北郡東通村大 字青平道三	平成 三・八・八
株式会社ゆ めこし	居宅介護支 援事業所ゆ めこし	居宅介護支 援事業所	下北郡東通村大 字青平道四の一	平成 三・八・八

青森県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社サ ン・ケア	三戸郡南部町大 字平字虚空蔵四 〇の三	介護予防 居宅療養 管理指導	サンケア薬 局石堂店	八戸市石堂一丁 目一五の九	平成 三・六二五
株式会社フ ロンティア	大阪府大阪市淀 川区宮原三丁目 五の三六	"	ワタキュー 薬局三戸店	三戸郡三戸町大 字川守田字沖中 一六の五	三・一・二六
株式会社朝 日介護	黒石市大町一丁 目一一八	介護予防	訪問介護事 業所朝日	黒石市大字牡丹 平字福民西八八 の一三	三・七・七
社会福祉法 人治省会	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	特別養護老 人ホーム桃 の木	特別養護老 人ホーム桃 の木	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	三・七・二五
有限会社竹 洞介護あし すと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 七九	よりどころ あしすと	よりどころ あしすと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 七九	三・一・二七
株式会社ゆ めこし	下北郡東通村大 字田屋字青平道 四の一	ヘルパース テーション ゆめこし	ヘルパース テーション ゆめこし	下北郡東通村大 字田屋字青平道 三	三・八・八
株式会社糠 部会	三戸郡三戸町大 字斗内字田屋ノ 下六六の一	訪問介護 介護予防	ライフサポ ートセンター 絆介護	三戸郡三戸町大 字斗内字田屋ノ 下六六の一	三・八・三

青森県告示第七百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人 工里	名称	居宅介護事業者	
		名称	居宅介護事業の種類
主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所	
		名称	居宅介護事業の種類
上北郡野辺地町二丁目六番地	弘前市大字浜の九丁目八番地	通所介護	
上北郡野辺地町二丁目六番地	弘前市大字浜の九丁目八番地	訪問介護	
上北郡野辺地町二丁目六番地	弘前市大字浜の九丁目八番地	NPO法人 エーデルの里	
上北郡野辺地町二丁目六番地	弘前市大字浜の九丁目八番地	NPO法人 エーデルの里	
平成 二〇・五・三	平成 二〇・七・五	年月日 止	

青森県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人 工里	名称	居宅介護事業者	
		名称	居宅介護事業の種類
主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所	
		名称	居宅介護事業の種類
上北郡野辺地町二丁目六番地	上北郡野辺地町二丁目六番地	訪問介護	
上北郡野辺地町二丁目六番地	上北郡野辺地町二丁目六番地	訪問介護	
上北郡野辺地町二丁目六番地	上北郡野辺地町二丁目六番地	NPO法人 エーデルの里	
上北郡野辺地町二丁目六番地	上北郡野辺地町二丁目六番地	NPO法人 エーデルの里	
平成 二〇・五・三	平成 二〇・五・三	年月日 止	

青森県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 青森社会福祉振興団	名称	居宅介護事業者	
		名称	居宅介護事業の種類
主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所	
		名称	居宅介護事業の種類
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	通所介護	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	通所介護	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	みちのくサービスセンター	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	みちのくサービスセンター	
平成 二〇・九・一	平成 二〇・九・一	年月日 止	

青森県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 青森社会福祉振興団	名称	居宅介護事業者	
		名称	居宅介護事業の種類
主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所	
		名称	居宅介護事業の種類
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	通所介護	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	通所介護	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	みちのくサービスセンター	
一むつ市十二林一の一三	一むつ市十二林一の一三	みちのくサービスセンター	
平成 二〇・九・一	平成 二〇・九・一	年月日 止	

青森県告示第七百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	吉崎 孝明	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
	国民健康保険おいらせ病院	上北郡おいらせ町上明堂一の一		
成田 直史	十和田市立中央病院	所在地	"	"
	十和田市西十二番町一四の八	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）		

青森県告示第七百四十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一二四九 六ヶ所村海水漁業協同組合 代表理事組合長 木村 常紀	六ヶ所区域 六ヶ所村海水漁業協同組合の地区	小型定置漁業及びさけ・ます定置漁業
上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五の一 六ヶ所村漁業協同組合 代表理事組合長 橋本 良輔		
下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の一六 白浜 正男	岩屋区域 岩屋漁業協同組合の地区	十トン未満の漁船により行う漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一一七 白浜 成人		

青森県告示第七百五十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
- 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）
- 二 作業期間
- 平成二十三年九月二日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域
- 青森市
- 弘前市
- 黒石市
- 五所川原市
- 平川市
- 平内町
- 西目屋村
- 藤崎町
- 大鰐町
- 田舎館村
- 板柳町

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大秋地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備（暗渠排水））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年九月十四日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

公安委員会

青森県公安委員会告示第百五十号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十三年九月十四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十三年十一月七日（月）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下

「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査
貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十三年十月三日(月)から同年十月十七日(月)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課を含む。)

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあっては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者

で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)(一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会

規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十三年九月十四日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授	
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	
前田 みき	青森県労働委員会委員	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長	
上野パティ	青森県労働委員会委員 オールサンデーユニオン中央執行副委員長	
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長	
葛西藤八郎	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長	
石田 隆志	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長	
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長	
山谷 清人	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事	

藤本 和夫	青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事
深澤 守	青森県労働委員会事務局局長
三上 善弘	青森県労働委員会事務局次長

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭